

伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入検討について

性的指向や性自認にかかわらず、市民一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしく暮らしていけるまちづくりを推進するため、本市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入を検討していくもの。

制度の概要

○パートナーシップ制度

2015年（平成27年）に東京都の渋谷区と世田谷区から始まった取組で、同性婚が法的に認められていない日本において「自治体が、同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認めて証明書を発行することで、法的効力は生じないものの、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度」のこと。

○ファミリーシップ制度

パートナーシップ宣誓の際に、生計を同一にするパートナーの子等も含めた家族関係についても宣誓、証明の対象とする制度のこと。

（参考）全国255自治体でパートナーシップ制度導入（令和5年1月10日時点。全国パートナーシップ制度共同調査（渋谷区、NPO法人虹色ダイバーシティ）より）

・県内の導入自治体：0自治体

・東北の導入自治体：5自治体（青森県、秋田県、青森県弘前市、岩手県一関市、秋田県秋田市）

※ パートナーシップ制度導入255自治体のうちファミリーシップ制度を導入しているのは44自治体（東北は0）

導入時期・検討内容等

令和5年度中の制度導入を目指す。制度導入後の事務手続きや行政サービス等について、関係部署とともに制度内容の協議検討を進める。

対象・制度導入例

1 対象

○パートナーシップの宣誓をするとき

次の項目をすべて満たす者

(1) 互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は継続して共同生活を行うことを約束した二人であること。

(2) 成年に達していること。

(3) 住所について、次のいずれかに該当すること。

ア 市内に住所を有すること。イ 3か月以内に市内への転入を予定していること。

(4) 配偶者（事実上の婚姻関係含む。）がいないこと。

(5) 宣誓者以外の者とパートナーシップの関係がないこと。

(6) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。

（民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係でないこと）

○ファミリーシップにあることを併せて宣誓するとき

パートナーシップにある二人と生計同一の子や親など

2 宣誓に必要な書類

○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

○住民票の写し

○戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

○本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

3 市が交付する書類

○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

4 制度導入後に利用可能な行政サービスの例

○市営住宅への入居申込

○保育園、幼稚園等の入園申込

○税関係証明書の交付申請

○家族介護用品の給付申請 など

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 導入検討スケジュール（予定）

時期	内容
令和5年8月～	・第1回伊達市男女共同参画審議会への説明、意見聴取 ・関係課協議等
9月～	・第1回男女共同参画推進庁内委員会 ・審議会からの意見等への対応検討 ・関係課協議、庁内調整等 ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度要綱の内容検討
10月～	・第2回伊達市男女共同参画審議会 ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度要綱の策定（制度内容の決定） ・公表、周知（広報誌、HP等含む）
12月～1月	・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入（パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入による条例改正） ・宣誓することで利用できる手続き・サービス開始（1月4日）